第三条中第二十六号を第三十五号とし、第二十五号を第三十四号とし、第二十四号の次に次の九号を加える。

二十五　火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

二十六　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

二十七　経済産業省の所掌に係る製品の安全に関すること。

二十八　経済産業省の所掌に係る化学物質の管理に関すること。

二十九　経済産業局及び沖縄総合事務局並びに産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務（沖縄総合事務局にあっては、経済産業局において所掌することとされている事務に限る。第十六条第十一号において同じ。）の運営に関する総合的監督に関すること。

三十　経済産業局並びに産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下この項において「経済産業局等」という。）の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

三十一　経済産業局等の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

三十二　経済産業局等の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

三十三　経済産業局等所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第四条第七号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中第三十号から第三十四号までを削り、第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「こと」の下に「（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十三号を第二十五号とし、第二十号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十　経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

二十一　経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。

第五条第一項第二号中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同項第四号中「及び貿易経済協力局」を削り、同項第八号中「（貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「貿易経済協力局」を「経済産業政策局及び貿易経済安全保障局」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　貿易保険に関すること。

第五条第二項中「通商機構部」を「国際経済部」に、「及び第七号」を「、第八号及び第九号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、「、通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に係るもの及び国際商品協定の実施に係るもの」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。

四　国際商品協定の実施に関すること。

第五条第二項に次の六号を加える。

六　通商経済上の国際協力（通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に係るものを除く。次号及び第八号において同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　通商経済上の国際協力に関する事務の総括に関すること。

八　通商経済上の国際協力に関する国際機関及び国際会議に関すること。

九　通商経済上の地域協力に関すること。

十　経済上の連携に係る通商経済上の国際協力に関すること。

十一　経済産業省の所掌事務に係る国際協力（経済協力（地域協力に係るものを除く。）に係るものを除く。）に関する事務の総括に関すること。

第六条の見出し中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第一項中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「産業技術環境局」を「通商政策局及びイノベーション・環境局」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三　輸出及び輸入に関する総合的な調査に関すること。

第六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。

第六条第一項第七号から第十号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2　貿易管理部は、前項第二号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務及び同項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第七条（見出しを含む。）中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中第三十三号を第三十九号とし、第二十六号から第三十二号までを六号ずつ繰り下げ、第二十五号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関すること。

第七条中第二十四号を第二十九号とし、第十九号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　経済産業省の所掌に係る脱炭素成長型経済構造（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。第十二条第六項及び第六十四条の二において同じ。）への円滑な移行の推進に関すること。

第七条中第十七号を第二十一号とし、第二号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関すること。

三　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。

四　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する総合的な調査に関すること。

第八条第一号中「鉄鋼」を「鉱物、非金属鉱物製品、鉄鋼」に、「軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属」を「非鉄金属」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第三号中「農薬を除く。）」の下に「並びに伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定による指定を受けた工芸品をいう。第八十七条第八号において同じ。）」を加え、同条第六号中「生活文化」を「文化」に改め、同条第九号中「経済産業政策局」の下に「及び中小企業庁」を加え、同条第十三号中「こと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十四号中「こと（」の下に「大臣官房及び」を加え、同条第十五号及び第十六号を削り、同条第十七号中「こと」の下に「（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第十五号とし、同条中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関すること。

第九条中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十六号までを削る。